

『自立準備ホーム』への登録のお願い

長崎保護観察所

長崎県地域生活定着支援センター



地域生活定着促進事業の目的（厚生労働省HPより抜粋）

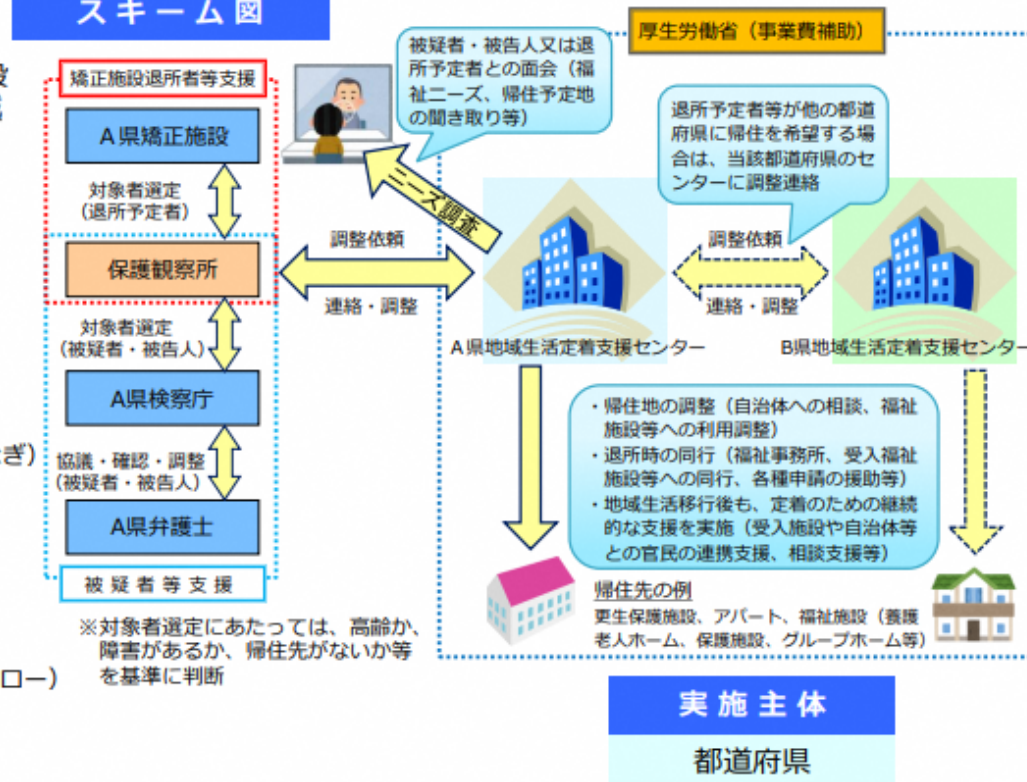
本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
 - ① **コーディネート業務**（矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ）
 - ② **フォローアップ業務**（矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー）
 - ③ **相談支援業務**（犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援）
 - ④ **被疑者等支援業務**（被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー）
 - ⑤ **上記の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務**
（関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等）

スキーム図



平成21年より、長崎県の委託を受け「社会福祉法人南高愛隣会」で事業を実施しています。対象範囲は、長崎県内全域となります。

①コーディネート業務(刑務所受刑中の支援)

OK!



依頼



依
頼

初
回
面
談



計
画
立
案

更生保護施設等の帰住先調整・確保



障害者手帳・介護保険等の申請
各種サービスの利用に向けた申請
出所時に必要な書類の準備



出
所

■依頼の種類

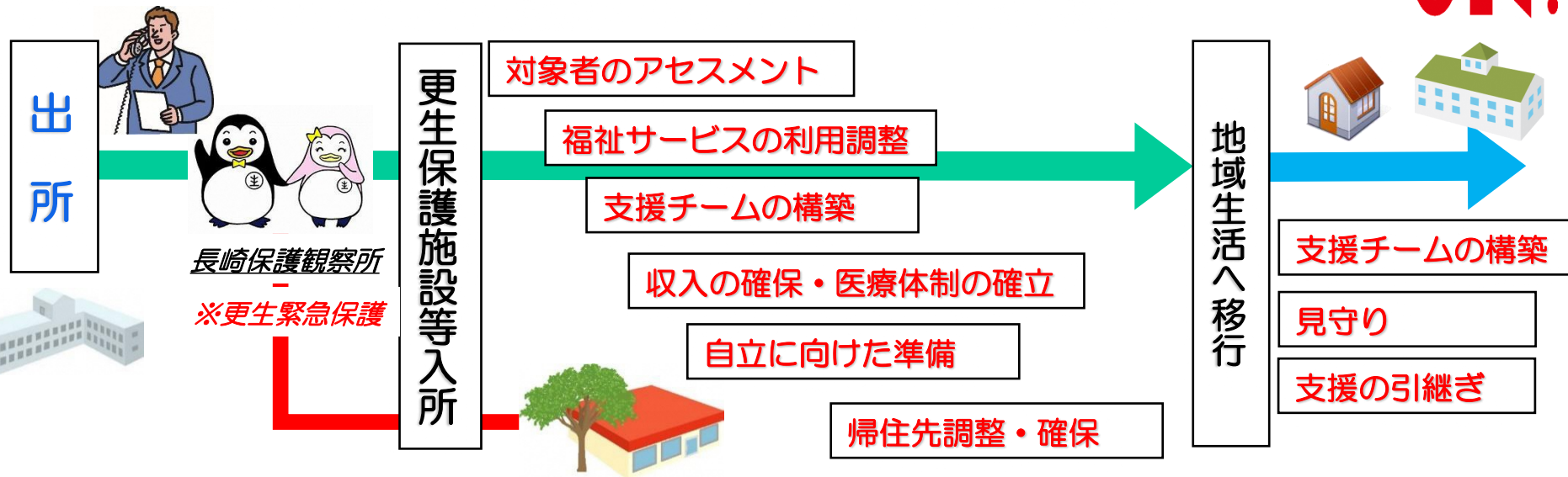
- 特別調整：**
- ・ 帰住先が**ない**者
 - ・ 出所後、福祉的な支援が必要と思われる障害者、高齢者
 - ・ 支援を受けることに同意している者
- 一般調整：**
- ・ 帰住先が**ある**者
 - ・ 出所後、福祉的な支援が必要と思われる障害者、高齢者
 - ・ 支援を受けることに同意している者

連携

他都道府県地域生活定着支援センター【広域調整】

②フォローアップ業務(地域生活を支える支援)

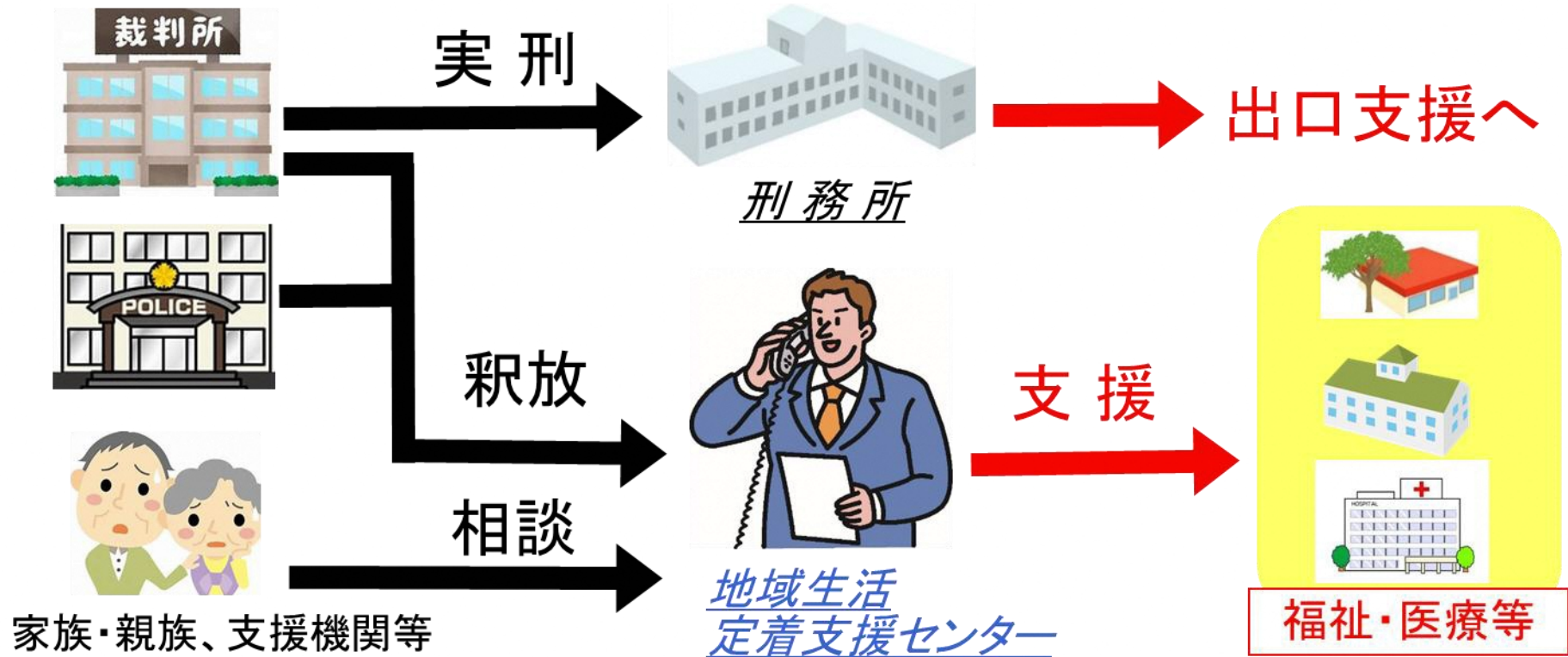
OK!



- 刑務所を出所し、地域生活に移った対象者が、住む場所や、収入を確保し、今後の生活が安定したものになるよう、**見守りや、必要な支援（福祉・医療等）の調整を行う。**
- その目的は、**再犯を予防し、その地域の住民として定着できるよう促す。**
- フォローアップ業務は、必要な期間実施しています。
ご本人の生活が安定すれば、適宜当センターの支援は終了しています。

③相談支援業務（任意事業：センターが支援の必要性を認めるもの）

OK!



逮捕・勾留された被疑者被告人、刑事手続から釈放された方等
に対して、釈放により地域に戻った際に、**生活に困らないように、
また犯罪を犯さず安心して生活できるように、必要な支援を実施。**

④被疑者等支援業務 (R3年度開始：R6年度に全国で実施)

OK!

勾留中の調整

②勾留中の調整対象者選定



検察庁

①調査・調整依頼



保護観察所

③支援協力依頼



地域生活定着支援センター

④調整（釈放後 更生緊急保護）

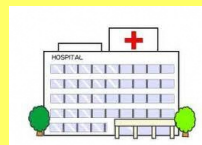


更生保護施設等への入所等

他都道府県

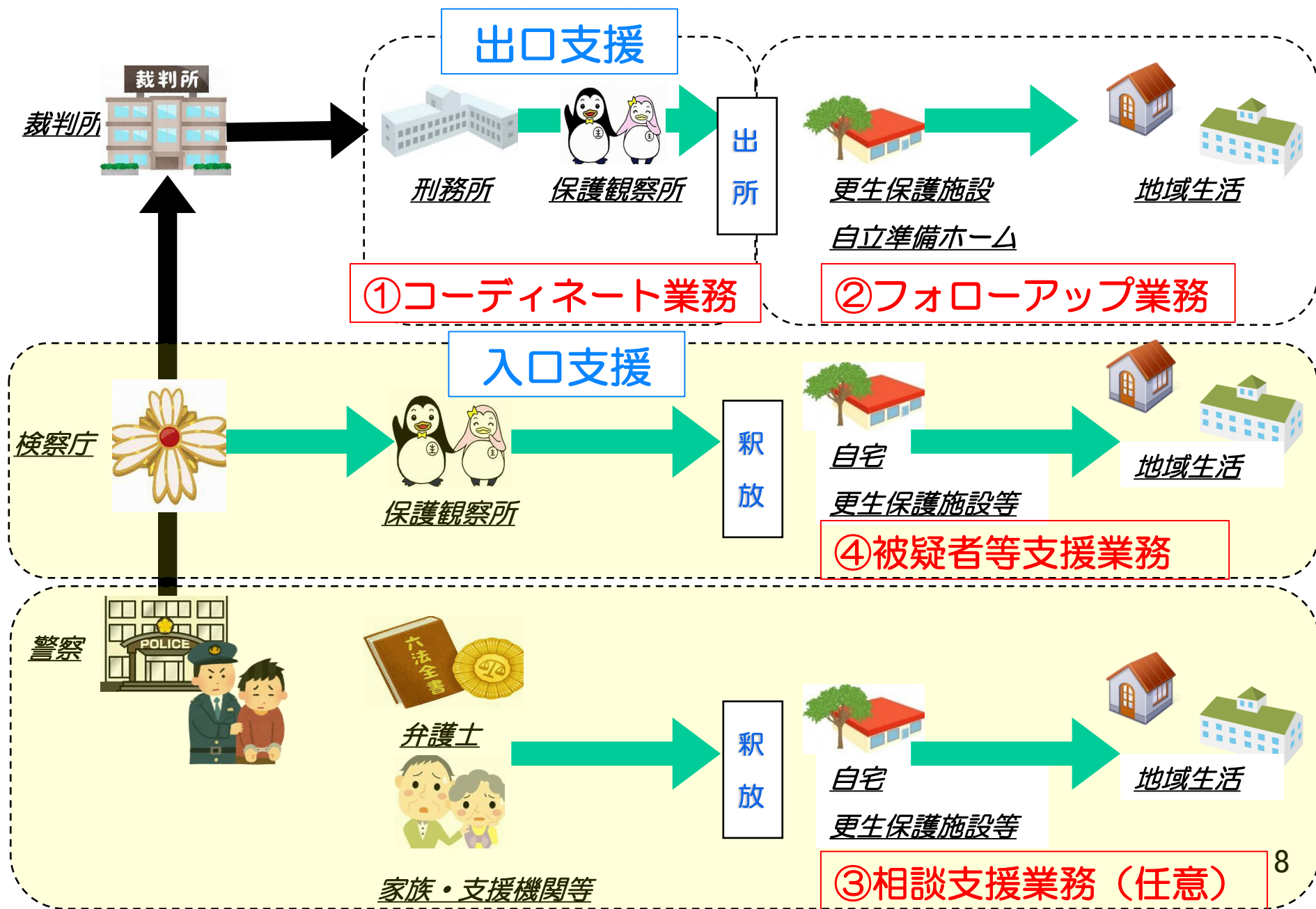
定着支援センターへの広域調整も可能

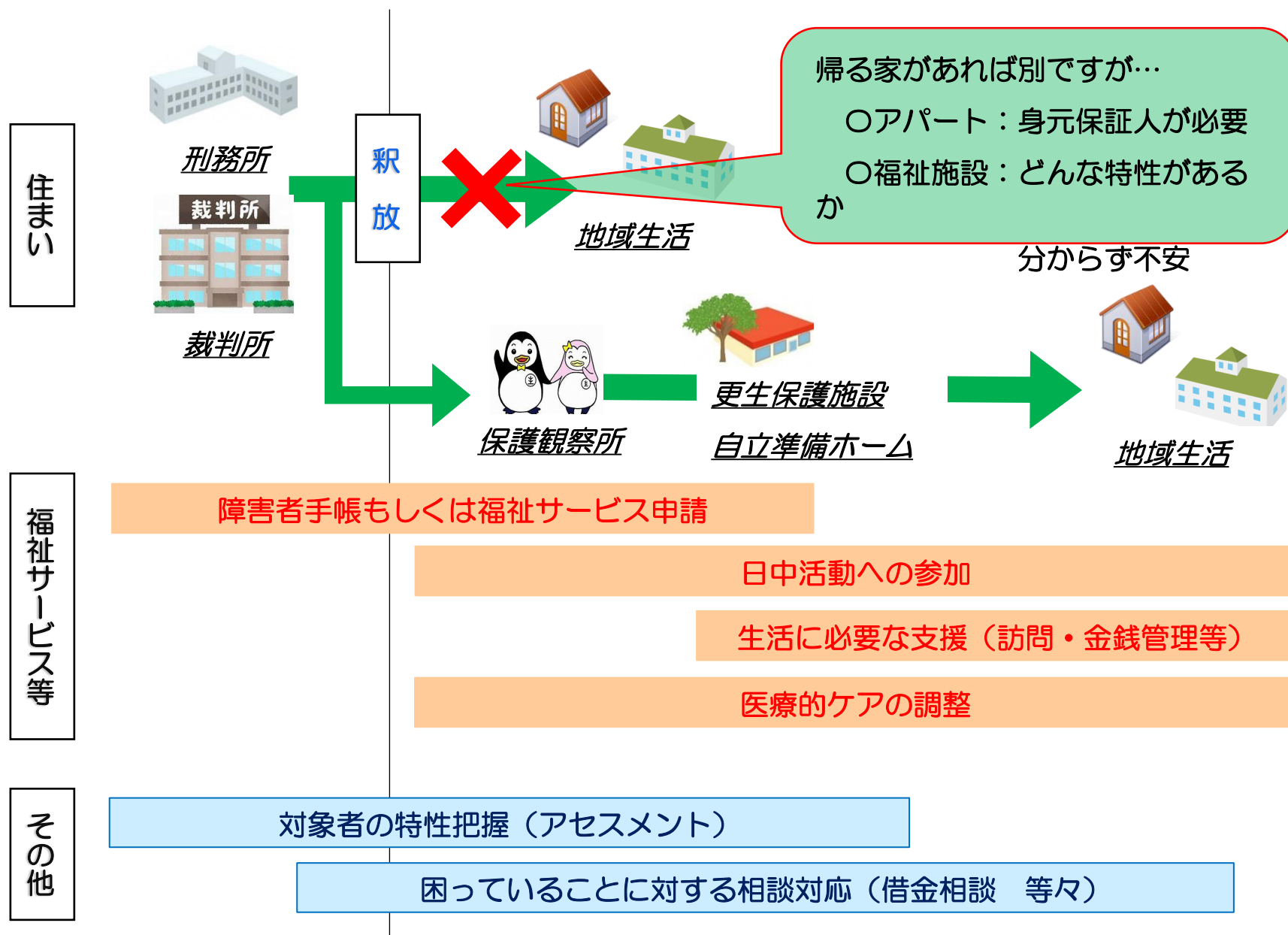
被疑者等支援業務



福祉・医療等

定着支援センターの支援の全体像





□特別調整で依頼を受けた60代男性のケース。

受刑中に脳梗塞を発症し、軽度の右半身まひの後遺症が残った。
当センターへの依頼を受け、特別調整で支援を開始。
出所後、更生保護施設に入所し、生活状況をアセスメントする。
ほぼ自立できるが、入浴に見守りを要したこと、単独での買い物等は困難であるため、養護老人ホームの入居を申請し、入所に至る。
入所後は、当センターと更生保護施設にて生活の見守りを行う。



□罰金刑で労役場入場中の70代男性に対する刑務所からの相談。

言動から認知症を疑われ、頼れる親族も帰る家もなく当センターに協力依頼で相談がある。留置後は更生保護施設に入所。生活状況を確認すると内縁の妻と別れた以降、単身生活をしていたが、認知症の影響から家賃、ライフラインの支払いが滞り、強制退去。その後は、ホームレスとなっていた。労役場入場中に支援開始。出場後に更生保護施設に入所。更生保護施設において認知症の確定診断を受け、介護申請を行う。要介護2を取得。更生保護施設入所中に、ディサービスの利用開始。更生保護施設における集団生活にも馴染んでおり、認知症グループホームへの入居調整を行い入居に至る。

★上記2名とも、入居時の身元保証人はいない。

入居後のフォローアップを当センターが行うことで受入れて頂く。 10

■当センターの関与で、県内各地に対象者は帰ります。

自立が困難な対象者は、高齢者施設への入居が必要です。



〈更生保護施設は県内3か所〉

地域移行者(R5.4～R7.1)	
長崎市	36名
佐世保市	26名
雲仙市	15名
諫早市	12名
大村市	7名
その他市町	4名
県外	8名
合計	108名

1. 空室の有効活用ができる。

- ・入居相談は、当該施設が「受けたい」と希望する対象者を受入れることができる（断ることも可能）。
- ・利用者を受入れた時、保護観察所から委託費が出る。

2. 正式な入所（契約・措置）前の体験として活用できる。。

- ・定着支援センターからの情報提供だけでなく、対象者のアセスメントを直接行うことができる。

■受け入れた後、保護観察所が入居者を監督し、当センターも対象者の出先の調整を行います。

■R3.3.31 厚生労働省4部局長 通知（資料①参照）
「多様な社会参加への支援に向けた
地域資源の活用について」

- ☑（P.2）既存の福祉サービス事業所等の空きを
活用し、「自立準備ホーム」の登録を
促進したい。

■資料②参照

長崎保護観察所より
「自立準備ホームについて」